



柏市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成27年12月10日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	石	井	昭	一
柏市監査委員	橋	口	幸	生

平成 2 7 年度

監査の結果に関する報告

定 期 監 査

行 政 監 査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫
高 田 幸 男
石 井 昭 一
橋 口 幸 生

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の概要

(1) 監査の期間

平成27年9月10日から平成27年11月30日まで

(2) 監査の対象とした部及び課等

ア 市民生活部	市民課 市民課富勢出張所 市民課柏駅前行政サービスセンター 消費生活センター 保険年金課 沼南支所総務課 沼南支所窓口サービス課
イ 保健福祉部	保健福祉総務課 福祉政策課 福祉政策課地域医療推進室 医療公社管理課 法人指導課 高齢者支援課 高齢者支援課介護基盤整備室 障害福祉課 障害福祉課障害者相談支援室

	障害福祉課 障害福祉就労支援センター
	福祉活動推進課
	生活支援課
ウ 保健所	総務企画課
	保健予防課
	生活衛生課
	生活衛生課 動物愛護ふれあいセンター
	地域健康づくり課
	成人健診課
	衛生検査課
エ 水道部	総務課
	給水課
	配水課
	浄水課
オ 教育委員会生涯学習部	教育総務課
	生涯学習課
	生涯学習課 中央公民館
	生涯学習課 沼南公民館
	生涯学習課 少年補導センター
	文化課
	スポーツ課
	図書館
カ 消防局	総務課
	企画統制課
	火災予防課
	警防課
	救急課
	第1方面本部
	第2方面本部
	西部消防署

東部消防署
旭町消防署
沼南消防署

(3) 監査の方法

平成27年度分で平成27年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成26年度以前分を含む。）が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係各課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から事情を聴取して実施した。

なお、監査の実施に当たっては、特に次の点に意を払うこととした。

ア 審議会等の委員構成及び活動状況について

地方自治法第138条の4第3項による附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるものが、設置の目的に沿って適正かつ効率的に運営され、活動が行われているかという観点から、審議会等の委員構成（委員数、選考方法、経歴等）及び活動状況（開催回数、提言数、報酬等）を検証する。

イ プロポーザル方式による一者随意契約について

業務委託，物品購入，建設工事等の契約において，プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務手続はガイドライン等に定めるところにより適正に行われているか，また，当初のプロポーザル方式による契約後，翌年度以降も同じ相手方と契約を締結している場合の一者随意契約理由は妥当かなどについて検証する。

4 監査の結果

監査の結果，特に次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。

【指摘事項】

(1) 保健福祉部保健福祉総務課，生活支援課

庁内LANへの個人情報の保存について

市では，昨今の個人情報漏えい事件の発生を受け，インターネットに接続できるパソコン（情報パソコン）には個人情報を含むファイルを保存しないこととし，保存する場合は暗号化（パスワード設定）を必須条件として，住民情報等重要情報の流出防止を図っている。

今回，保健福祉総務課及び生活支援課の情報パソコンの状況を確認したところ，庁内全体で共有できる電子フォルダ（庁内LAN）に，暗号化していない個人情報を含む電子文書を保管し，担当職員以外の職員が自由に閲覧できる状態となっており，インターネット経由で外部へ流出する危険性を有していた。

このような状況は，平成26年度定期監査において注意，指導したところであるが，全く改善が図られていない。今後は，情報セキュリティ対策の重要性を認識し，適切な取扱いを徹底されたい。

(2) 保健福祉部障害福祉課障害者相談支援室

補助金交付事務の誤りについて

障害者相談支援室では，障害者等が自立した日常生活及び社会生活を行うことの支援に対する促進を図り，もって障害者等の福祉の増進に資することを目的として，地域活動支援センター経営事業を行う者に対し，地域活動支援センター事業補助金を交付している。

平成27年度の当該補助金交付事務に係る関係書類を調査したところ，交付決定額の算出に当たり千円未満の金額を切り捨てて支出していることが判明した。これは，補助金申請時に使用する様式に誤って「千円未満切捨」と表記したことによるものである。

補助金の額については，交付要綱第4条に基づいて算出され

ることとなるが，単位未満の端数金額の処理については規定されておらず，結果的に交付決定額が本来交付すべき額と相違する状況となっている。

補助金の交付に当たっては，交付要綱に基づく適正な金額での支出となるよう必要な措置をとるとともに，今後は交付要綱を遵守した事務処理を徹底されたい。

(3) 保健所生活衛生課動物愛護ふれあいセンター

ア 補助金交付事務の不備について

動物愛護ふれあいセンターでは，人と動物の共生の実現に資することを目的として，市内で飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行う団体に対し，不妊去勢手術助成金を交付している。

平成27年度の当該助成金交付事務に係る関係書類を調査したところ，実績報告書の添付書類である動物病院の領収書について，宛名人を訂正したもの，宛名人の記載がないもの，対象事業に係る不妊去勢手術の内容の記載がないもの，領収者の印がないものなどの不備があるものが見られた。

当該領収書については，助成金交付要綱第9条により「助成金の交付の決定を受けた者を宛名人とするものであって，対象事業に係る不妊去勢手術の内容及び実施日並びに対象経費の金額の記載のあるものに限る。」と規定されていることから，助成対象に該当するか否かの判断に当たり重要な書類であり，規定に則った事務処理が求められる。

また，助成金の交付決定文書に，決裁権者である所長の押印がなされていないものが見られた。事務決裁規程に定めるとおり，決裁は，その権限に属する事務の処理について，最終的に意思決定するものであり，その責任の所在を明確にするものであるから，決して軽視してはならないものである。

これらのことについては，平成26年度に実施した定期監査において注意事項として指導したにもかかわらず，改善されていなかったものであり，今後は，交付要綱や事務決裁規

程を遵守した事務処理を徹底されたい。

イ パソコンのセキュリティ不備について

動物愛護ふれあいセンターについては、平成26年度定期監査において職員に配備されているパソコンに推測が容易なパスワードを使用していたとして、セキュリティ不備の改善を求める注意、指導を行ったところである。

今回、パソコンの管理状況について再度確認した結果、昨年と同様に推測容易なパスワードを使用し、さらに、複数の職員が共有して業務に使用するパソコンに、当該パスワードを記載した付箋を貼付している状況であった。

パスワードの設定などのセキュリティ対策は必須であり、全く改善が図られていない現状は、危機管理に対する意識が希薄であると言わざるを得ない。早急に改めるとともに、今後は、情報セキュリティポリシー等を遵守し、管理の適正化を徹底されたい。

(4) 教育委員会生涯学習部生涯学習課，生涯学習課少年補導センター

市が事務局を担う団体の現金管理について

任意団体である柏市青少年健全育成推進連絡協議会及び柏市学校警察連絡協議会は、それぞれ生涯学習部生涯学習課，少年補導センターに事務局を置き、市職員が事務を取り扱っている。

当該事務局が保管する団体の現金の取扱い状況について現地調査を行ったところ、次のような状況が見られた。

ア 両部署ともに、各団体の経費支出に当たり、市の担当職員が私費により立替払いを行っていた。

イ 生涯学習課において、平成27年度の当該団体の収入支出に関する出納簿等の記帳を行っていなかった。

現金等の取扱いについては、任意団体の保管金であっても、市職員が担当業務として行う以上、公金と同様に厳正な取扱いが求められる。

早急に改善を図るとともに、今後は、適正な現金管理となる

よう、十分注意されたい。

(5) 教育委員会生涯学習部スポーツ課

現金の直接収納事務について

スポーツ課の現金収納事務について調査したところ、休日に寄附金の収納があった場合、スポーツ課職員が現金を受け取るものの、その場で領収書を交付せず、直後の平日を待って沼南支所窓口サービス課に現金を持ち込み、窓口サービス課が発行する領収書を後日改めて納入者に交付するという事務処理を行っていた。

出納職員が現金等を直接収納したときは、財務規則第36条により「現金領収書を納入義務者に交付し、特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に現金振込書にその現金等及び領収済通知書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されている。

現金の取扱いについては、常に厳正な処理が求められることから、今後は出納職員としての職責の重要性を自覚し、財務規則を遵守した適正な事務処理となるよう改善されたい。

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

また、事務処理上改善すべき軽易な事項等については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったところであるが、その他の事務事業は適正に執行されているものと認めた。

なお、指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け、改善を要するもの、及び、軽易な又は定型的な誤りで、速やかに改善が可能と判断したもの（監査実施までに改善されたものを含む）を「注意事項」として別紙1に記載する。

1 附属機関等の会議開催案内の周知不備について

附属機関等の会議を公開する場合（その会議の一部を公開する場合を含む）に作成する会議開催案内を作成しておらず、周知が図られなかったもの。（附属機関等会議公開等要領第 4 条第 1 項）

教育委員会生涯学習部文化課

2 附属機関等の会議開催状況の周知不備について

附属機関等の会議が非公開により開催された場合に作成する会議開催状況を、行政資料室やホームページに配架、掲載していなかったもの。（附属機関等会議公開等要領第 6 条第 4 項）

保健福祉部福祉政策課地域医療推進室、高齢者支援課、
障害福祉課障害者相談支援室

3 不要な見積書の保管について

主管課が保管する契約関係書類を調査したところ、工事請負費の見積り合わせで徴取した見積書の他に、業者の代表者印があり金額が空欄の見積書が保管されていたもの。

教育委員会生涯学習部スポーツ課

4 随意契約における見積りの辞退について

見積り合わせ執行中に、見積りが見積り合わせを辞退した場合には、見積り者に対して辞退の意思表示が確認できる書類（見積書の金額欄に辞退と記入したもの。）の提出を求めるべきもの。（随意契約見積心得第 6 条第 2 項）

保健所成人健診課

5 契約担当課との事前協議について

委託等の業務担当課は、プロポーザル方式により受託者を特定しようとするときは、契約担当課と事前協議することとされているにもかかわらず、それを怠っていたもの。（プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第 4 条）

保健福祉部法人指導課

6 現金取扱簿の記載不備について

現金取扱簿の記載内容と実際の現金出納状況とが一致していなかったもの。（財務規則第 49 条第 3 項）

市民生活部市民課，市民課柏駅前行政サービスセンター

生涯学習部生涯学習課沼南公民館

7 私人への徴収又は収納の委託について

歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託するときは，その旨を告示し，かつ，公表しなければならないとされているにもかかわらず，当該手続きを行っていなかったもの。

(地方自治法施行令第158条第2項及び財務規則第52条第1項)

市民生活部保険年金課

生涯学習部文化課

8 任意団体の預金管理について

市が事務局を担う任意団体の通帳及び通帳印が，同じ場所に保管されていたが，任意団体の保管金であっても公金同様に安全に配慮した取扱いが求められるもの。

保健所総務企画課

9 前渡資金口座に発生した利子の取扱いについて

資金前渡職員は，前渡資金口座に生ずる利子を受け入れる都度，その旨を歳入徴収者に報告しなければならないとされているにもかかわらず，当該報告に遅延があったもの。(財務規則第74条第2項)

保健福祉部高齢者支援課

10 分任出納員の内申書の提出について

分任出納員は，会計管理者を経た所管課長の内申書に基づき市長が任免することとされているが，内申書の提出に著しい遅滞があったもの。(財務規則第212条第2項)

市民生活部保険年金課

11 調定漏れについて

歳入を収入しようとするときは，調定票により調定をしなければならないと規定されているにもかかわらず，当該調定がなされていなかったもの。(財務規則第28条及び第29条)

生涯学習部生涯学習課

保健福祉部福祉政策課地域医療推進室，障害福祉課，生活支援課

消防局警防課

1 2 収入通知票の決裁漏れについて

決裁の手続は、原則として当該事務の担当者が起案し、順次直属の上司の意思決定を受けなければならないと規定されているにもかかわらず、当該決定がなされていなかったもの。(事務決裁規程第3条)

保健福祉部生活支援課

1 3 過年度支出の再発防止について

過年度支出は前年度以前の年度に属する経費を現年度の予算を持って支払うものであるが、繰り返し過年度支出が発生することがないように対策を講じるべきもの。(財務規則第82条)

保健所地域健康づくり課

1 4 前渡資金及び概算払金の精算遅延について

随時費用に係る前渡資金及び概算払金は、支払が完了したとき若しくは保管理由がなくなった日から5日以内に精算すると規定されているにもかかわらず、怠っていたもの。(財務規則第77条及び第78条第2項)

消防局総務課

1 5 切手使用簿の記載について

公費で購入し、郵便発送等に使用している切手について、受払いの履歴が適時に記載されていなかったもの。

保健福祉部高齢者支援課

1 6 防火指導の推進について

防火意識の普及啓発を図るための防火指導は、現在、事業所や町会等からの要請に応じ実施することとしている。このため、各消防署とも月ごとの実施回数にばらつきが生じていることから、積極的な働きかけにより回数の増加、活動の平準化を図るべきもの。

消防局 第1方面本部、第2方面本部、西部消防署、東部消防署、
旭町消防署、沼南消防署

1 7 旅費の支給誤りについて

旅行雑費の支給漏れがあったもの。(職員旅費支給条例第6条第6項)

保健福祉部福祉活動推進課